

<オオサンショウウオについて、国内の最古の文献>

・日本書紀 619 年 (奈良時代・推古天皇)

夏、近江国の人々が、「川の中に何かいて、その形は人のようなんだ」と言っていた。

秋、摂津国に漁師がおり、網を淵に沈めた。何かが網に入った。その形は人の子どものようだった。魚でもなく、人でもない、なんと呼ぶか (名が) わからない。

・本草和名 918 年 (平安時代)

日本最古の薬物辞典では、はじかみを (はじかみ=山椒・いを=魚) と記載されている。

当時は、オオサンショウウオをウナギやナマズと同じ魚 (無鱗魚) に分類されていた。

龍魚、人魚とも呼ばれており、珍獣とされていたようだ。

・大和本草 1709 年 (江戸時代・宝永 7 年) 貝原益軒 編纂

当時日本史上最高峰の生物学書であり農学書 (江戸時代までの日本独自の生物学・農学を知る上で一級資料)

『ニンギョ (魚へんに帝・魚) 此類二種アリ。江湖ノ中ニ生ジ、形鮎 (ナマヅ) ノ如ク、腹下ニ、ツバサノ如クニシテ、足ニ似タルモノアリ 其声小兒ノ如シ。サンセウウオ 溪潤ノ中ニ生ズ。水中ノミニアラズ、陸地ニテヨク歩動ク。形モ声モ (ニンギョ) ト同。但能ク樹ニ登ル。山椒樹皮食フ。国俗コレヲ山椒魚ト云。』



「和漢三才図解会」江戸時代

参考イラスト

<天然記念物の経緯>

1919 年 史跡名勝天然記念物保存法制定

1927 年 国指定の天然記念物として地域指定

1951 年 地域を定めず天然記念物に指定

1952 年 特別天然記念物に格上げ

1911 年の貴族院での採択建議案分の文意は「明治維新後の急速な欧米化により、日本の自然が大きく変貌する背景に、人々の自然への関心と知識の欠如があることを指摘し、一人ひとりが身近な自然をよく知り、関心を持つことが大切である」。

貴族院での建議書は、近代化に伴う自然の後退に国民の注意を促し、法による保護を訴える文章は、今日の状況にも警世となる内容である。

(貴族院 明治憲法下で衆議院とともに帝国議會を構成した立法機関)

<特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律>

オオサンショウウオ属の指定 2024 年 7 月

オオサンショウウオ属 (Andrias 属) に属する種のうち、オオサンショウウオ (Andrias japonicus) 以外の種及びオオサンショウウオ属に属する種とオオサンショウウオ属に属する他の種の交雑により生じた生物

＜オオサンショウウオの生態＞

オオサンショウウオは約 3000 万年前から姿形の変わらない世界最大の両生類です。

夜行性で冬眠はせず、生涯を水中で生活します。

狩りは、河川水中で待ち伏せ型、食性は動物性で、餌の生死を問わず捕食する。

夏期、主に繁殖の為、より上流に向かい移動を行う。移動距離は 200m ～ 14000m と様々（当協会調べ）

産卵は 9 月上旬頃で繁殖後は、元の生息場所へ戻ることから、強い定住性を示しています。



オオサンショウウオ 当才幼生



箕面川のオオサンショウウオ

＜箕面川の生息状況＞

淀川水系箕面川のオオサンショウウオ生息確認個体数は 256 頭 (2025 年 3 月現在 標識挿入個体)。

繁殖は箕面川上流域で現在も確認されています。

すべて在来種で、チュウゴクオオサンショウウオ及びその交雑種は確認されていない。

生息は下流の兵庫県伊丹市から箕面市、上流域の豊能町まで、箕面川全域に見られます。

箕面川において、洪水による流出個体はみられない。

＜保護・保全対策＞

箕面川を含む猪名川流域の各自治体と連携し、保護個体等が確認された場合、その処置を行っています。（保護個体の緊急避難先設定、DNA 鑑定等）

箕面川で河川関係災害復旧等工事が行われると判明した場合は、当協会調査員が工事に立会、保護保全活動を行っています。

今後の課題

すべての野生生物に言えることですが、最も重要なことは、オオサンショウウオの生態をよく理解することで、その地域においてオオサンショウウオの生息に何が問題であるかを見極め、対策を講じることが必要です。

＜もしオオサンショウウオを見つけたら＞

- ・河川内の場合 → 見守る。気になるなら地元の教育委員会へ通報
- ・河川外の場合（道路上など） → 個体の生命に危険がある場合慎重に保護、地元の教育委員会へ通報
- ・死体を見つけた場合 → 地元の教育委員会へ通報

※いかなる場合でも絶対に個体を安易に捕獲し、同河川上流や、他河川へ移動させないでください（特に淀川水系では交雑種問題が生じているため）